

中津文化会館条例

昭和54年3月28日
中津市条例第15号

改正 昭和55年3月31日中津市条例第15号 昭和59年3月26日中津市条例第11号
平成4年3月30日中津市条例第23号 平成9年3月26日中津市条例第2号
平成16年3月22日中津市条例第11号 平成16年12月28日中津市条例第164号
平成18年12月22日中津市条例第81号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民の集会、教育、芸術等文化教養の向上と住民の福祉を増進するための文化会館(以下「会館」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中津文化会館	中津市豊田町14番地の38

(管理等)

第3条 会館は、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

2 会館に、館長その他の職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 毎週木曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第5条 会館を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可を与える場合で会館の運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者は、別表に定める額を基に算出した額の合計額の使用料(10円未満の端数については、切捨てとする。)を納めなければならない。ただし、市長が、特に必要と認めるときは使用料を減免することができる。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りではない。

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は返還しない。ただし、使用できず次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用権の譲渡禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、会館を使用目的以外の目的に使用する等使用許可を変更しようとするときは、あらかじめ第5条の規定に基づき使用の許可を受けなければならない。

(設備の変更禁止等)

第9条 使用者は、会館に特別の施設及び設備をし、変更を加え、又は備え付け以外の器具を使用してはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りではない。

(使用の不許可)

第10条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属施設を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用条件を変更し、使用を停止し、又は許可の取消しをすることができる。この場合使用者が損害を受けても委員会は其の責を負わない。

- (1) 第5条の規定に基づく使用許可の申請に不実の記載をし、又は許可の条件に違反したとき。
- (2) 前条各号の一に該当する理由が生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入場の制限)

第12条 委員会は、次の各号の一に該当する者に対して入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者
- (2) 会館内において委員会の許可なくして営業行為をし、又ははり紙若しくは広告を行う者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (4) その他会館を利用することが適当でないと認める者

(原状回復)

第13条 使用者は、会館の使用の終わり、又はその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(賠償)

第14条 使用者は、会館の施設、設備及び器具を毀損した場合には委員会が認定する額を賠償しなければならない。

(過料)

第15条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料を科する。

(指定管理者)

第16条 委員会は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に会館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会館施設の維持及び管理に関すること。
- (2) 会館の使用許可に関すること。
- (3) 会館の利用促進に関すること。
- (4) その他委員会が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第3条第2項の規定は適用しない。

第4条第2項	委員会は必要と認めるときは	指定管理者は必要と認めるときは 委員会の承認を受けて
第5条、第10条、第11条及び 第12条	委員会	指定管理者

(利用料金)

第17条 会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金を減免し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。
- 4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第6条、第7条及び第15条の規定は適用しない。

(文化会館運営審議会)

第18条 会館の円滑な運営を図るため、中津文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第19条 審議会は、委員会の諮問に応じて、会館の管理運営等について審議し、答申するものとする。
(委員)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

- (1) 市内の教育、文化、社会教育等の団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、昭和54年3月28日から施行する。

(使用料の減免の特例)

2 使用料の徴収については、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行日後65日以内に会館を使用する者で、市長が必要であると認めるときは、使用料を減免することができる。

附 則(昭和55年3月31日中津市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月26日中津市条例第11号)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に改正前の中津文化会館条例第5条の規定による使用の許可を受けている者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月30日中津市条例第23号)

この条例は、平成4年4月1日から施行し、同日以降に徴収する使用料について適用する。

附 則(平成9年3月26日中津市条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の(中略)第11条(中略)の規定は、この条例の施行日以後の使用許可及び利用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月22日中津市条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後にそれぞれ条例の規定により申請等のあったものについて適用する。

附 則(平成16年12月28日中津市条例第164号)

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成18年12月22日中津市条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。
別表（第6条、第17条関係）

(1) ホール使用料

単位 円

区分		使用時間	使用料						摘要
			9 : 00 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 17 : 00	13 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 22 : 00	
大ホール	平日	入場料等を徴収しない場合	12,600	22,050	28,350	34,650	50,400	63,000	1 入場料等とは、入場料、会費、会場整理費、会員券及び大売出し等による招待券等入場の対価その他これに類するものをいう。
		入場料等1,000円未満	16,800	28,350	36,750	45,150	65,100	81,900	2 入場料等に段階を設けているときは、その最高額を適用する。
		入場料等1,000円以上 2,000円未満	19,950	35,700	45,150	55,650	80,850	100,800	3 物品の展示説明販売等営利を目的として使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。
		入場料等2,000円以上	25,200	44,100	56,700	69,300	100,800	126,000	4 継続使用で閉館後翌日まで展示品等を置く場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。
	土曜日 日曜日 祝日	入場料等を徴収しない場合	16,800	26,250	32,550	43,050	58,800	75,600	5 使用許可時間を超過して使用する場合は、1時間（30分以上は1時間とする。）につき当該使用料の3割に相当する額を加算する。
		入場料等1,000円未満	22,050	34,650	42,000	56,700	76,650	98,700	6 冷暖房使用料は、使用料の5割に相当する額とする。
		入場料等1,000円以上 2,000円未満	27,300	42,000	52,500	69,300	94,500	121,800	7 小ホールをスライディングドアで1/3・2/3に仕切使用する場合は、使用料の1/3・2/3とし、スタジオ、音楽練習室の1/2使用の場合

									は、使用料の1/2とする。
		入場料等 2,000円 以上	33,600	52,500	65,100	86,100	117,600	151,200	8 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
1階小ホール	平日		3,150	4,410	6,300	7,560	10,710	13,860	
	土曜・日曜・祝日		3,780	5,355	7,560	9,135	12,915	16,695	

(2) 会議室等使用料

単位 円

区分		使用料	摘要
1階	リハーサル室	1回につき 840	ホール使用料の表摘要の項の規定を準用する。ただし、冷暖房使用料の規定は除く。
	楽屋 1、2	1回につき 1,050	
	楽屋 3、4	1回につき 1,050	
2階	スタジオ	1時間につき 630	ホール使用料の表摘要の項の規定を準用する。
	音楽練習室	1時間につき 420	
	和室大	1時間につき 315	
	和室小	1時間につき 105	
1階	ホワイエ	1時間につき 1,575	冷暖房使用時のみ使用料を徴収する。
	ロビー	1時間につき 1,050	

(3) 附属設備使用料

単位 円

区分	品名	単位	使用料 1回につき	附記	
舞台設備	所作台	1式	5,250		
	平台	1枚	157		
	松羽目・竹羽目	1式	3,150		
	金屏風	1双	1,575		
	せり	1式	3,150		中央せり
	反響板	1式	3,150		
	指揮台・指揮者譜面台	1式	315		
	譜面台	1台	52		
	演台	1式	525		大ホール用
	演台	1式	315		小ホール用
	緋毛せん	1枚	157		
	長布団	1枚	157		
	上敷ゴザ	1枚	210		
	地がすり	1式	1,050		
	大太鼓	1式	525		
	合唱台	1式	1,050		
	リノリウムマット	1式	1,050		接着テープを含まず
					(1日につき)
		パネル	1組		21
		ピアノ椅子	1脚		105
ピアノ	フルコンサート	1台	10,500	調律料含まず	

ノ	セミコンサート	1台	3,675	調律料含まず
	アップライト	1台	1,050	調律料含まず
	エレクトーン	1台	4,200	
音響設備	拡声装置	1式	3,150	マイク2本を含む(大小ホール用)
	拡声装置	1式	1,575	小ホールダイナミックマイク クロホン 2本
	コンデンサーマイク	1本	1,050	
	ダイナミックマイク	1本	525	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,050	電池含まず
	エレベーターマイク装置	1台	735	
	レコードプレーヤー	1式	1,050	レコード含まず
	テープレコーダー	1式	1,050	テープ含まず
マイクロホンスタンド	1台	105		
映写設備	16m/m映写機	1式	2,625	大ホール用
	スクリーン	1式	1,575	"
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	525	
	16m/m映写機	1式	1,050	小ホール用
照明設備	ボーダーライト	1列	840	
	サスペンションライト	1個	210	
	シーリングスポットライト	1列	1,050	
	フットライト	1列	840	
	花道フットライト	1列	420	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,050	
	ローホリゾンライト	1列	1,050	
	2Fサイドフロントライト	1式	1,050	
	3Fサイドフロントライト	1式	1,050	
	センターピン(キセノン)	1台	1,575	
	1Kwスポット	1台	210	
	ロースタンド	1台	105	
	コンセント	1個	105	1キロワット
	エフェクトマシン	1台	630	
	先玉レンズ	1個	105	
種板ディスク	1枚	210		
調光電力	1Kw	21		

(1) 上記の使用料の額は、1回の使用(9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から22時までをそれぞれ1回の使用とする。)当たりの額とする。

(2) コンセントの使用料は、持込電気器具の使用に限り徴収する。